

総合的な防衛体制の強化に資する取組について (公共インフラ整備)

【連絡・調整体制の構築】

- 本年4月の関係閣僚会議（第4回）において「特定利用空港・港湾」となった**5空港及び11港湾**について、4月以降順次、インフラ管理者と自衛隊・海上保安庁との間で意見交換を実施し、連絡・調整体制を構築した。
- 引き続き、関係者間で緊密に連携し、「特定利用空港・港湾」の円滑な利用に取り組む。

【特定利用空港・港湾の追加等】

- 今般、福井県、熊本県及び鹿児島県に所在する**3空港及び9港湾（次ページ）**について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」として、確認事項（別添1）を確認するに至ったことから、これらの空港・港湾を「特定利用空港・港湾」に追加する。
- このため、「運用・整備方針」を別添2のとおり一部改正し、別添3のとおりとする。
- 引き続き、令和7年度においても自衛隊・海上保安庁のニーズを踏まえ、インフラ管理者等との調整を進め、本取組の更なる充実化を図る。

特定利用空港・港湾

特定利用空港： 8 空港

特定利用港湾： 20 港湾

(令和6年8月26日時点)

